

文化	二	一八〇五	広瀬淡窓日田に感宣園を開く
大正	五	一八一七	六代今泉元甫没
昭和	二	一八一二	明石敏室感宣園を訪る
一七	四	一八一五	中島子玉(十六才)感宣園入門
文政	元	一八一八	寂山陽感宣園で子玉(才)に出会う
天保	五	一八三四	養賢寺僧懐燈感宣園失
弘化	四	一八四七	中島子玉(三十才)没
文久	元	一八六一	秋月橋門を聘し儒官となります。
元治	元	一八六四	高妻芳洲没(五十一才)
慶応	元	一八六五	養賢寺前住(十七世)鼎洲第一回長州征伐に当り長州藩と交際す。
明治	元	一八六八	明石秋室没(五十三才)
タ	一三	一八八〇	秋月橋門葛飾景知事となる
タ	三四	一八九一	西木田独歩東京に於て洗礼をうく。
タ	四一	一九〇八	佐伯にメソジスト教会説く
タ	四四	一九一一	佐伯にキリスト教會を説く
大正	五	一九一六	養賢寺禪堂走つ
昭和	二	一九三七	日藍本縁幸時佐伯間開通
一九四二	九	一九二九	毛利高政贈位(辰三位)宣命
佐藤鶴谷没		一九一六	毛利高政贈位(辰三位)宣命

(以上)

研究

物資の御用命

赤水村大庄屋文書の周辺(その五)

会員 羽柴

お年貢のついでに、藩の御用でいろいろな物資を支給するの仰付け、割付けの文書が散見するので拾い出して整理にかけよう。先ず薪の上納、

(資料二十四)

覚

求十二月改

一薪

式千式百拾七束

不納

改

百式拾九束

當求年中ニ上納方

改

式千八拾八束

並々年賦

但

老ヶ年

四百拾六束六合宛

五百七拾九束

當年分

六同

百式拾九束

不納分

メ

七百束

正納

(注)①永年(安政六年(一八五九))

②不納分力、察子の未半以前の帶休分合計額ならぬ

③五ヶ年下分銀、即ち翌万延元年(中)以下五年間の毎年當

拾七束六合宛

④即ち安政六年の割賦数量、それ以降三十束(前半迄不納二年)

正合セテ七百束とする

二八薪及言うまでもなく藩庁の御用の品、これは年貢
米に準じ、材々へ割合を微集であらうが、然し在の農村地
帶の油、漆等、凡てに一様の申付でなく、それそれの上に
にふさわしいものと割当てていてもアリとある。それによ
してオ赤木村から七百束、数量は大変多いと思ひが
トラックなど勿論無い當時、何頭かノ馬に負うせて赤木
から川をあたま峠を越してお城下まで運ぶ、それが役日帰
りも出来ぬのである。

(資料二十一)

翌年(万治元年)分と一では当年分ヲラス前年延滞
分ハ五分年分割分と云ふことに在る筈だが、次の署書が
有る。

(資料二十二)

嘗

一、薪 六百束 倍四束

赤木村

右者御賄所御用二付令割賦候間来ル閏三月公同十
一月迄月割 三府御役所江可差越候以上
中三月十四日 御番頭中

(注)

① 云々丸城中、由御殿、三府御役所等一切の合所用

② 一一ニシテ又はニナセよくこゝ書ひてハ名

③ 三府御役所 今井亭他考ノ様本江戸左奉行所代官所、役所
等へ總務。但し現物の取扱は一念吉野役所で扱つていたるを有す。

④ 法師寺では家老に次ぐ重職、城中出仕。

おまけ細かくせんたくすること禁止して次回移ろう。

(資料二十三)

嘗

一、小麥から 三拾七束

赤木村

組 古皆老メ 五尺組

上

右者御依奉方御用二付令割賦候間 当月差越御依
事奉行ニ可渡候 以上

西五月三日

西

卷

古衛門

右書之通相違無之者也

佐久間儀右衛門

(注) ① 当時藩庁一切の建築土木工事ハニ付古より、角石ハ漆所

にて、今ハ藍海製造院にて御事奉行監所、太左官石

工等技術者達の営業現場、資材集積所があつた。

尚西名、音諺は御作事方、音諺が之ノ奉行心はな、かと
思われるがはアナリ、大ことはあからぬ。(こゝ小麥から五束用
て) 二十九日附から考えて月除けにする左内セナリ
「て算る」

(資料二十四)

嘗

一、大穀竹 三拾武本 伍六十束

古音三、御札御書請御用二付御賄上被成候間来ル
十八日限、右御役へ差出可申候、追而御定、代銀被
下置候 以上

二、八月七日

御山奉行

赤木村

(注) ① おもて字の書き取りが、六十超りで書請用、しかしその赤木
村がおもて上手とあると、よほど上質な竹である。枯干竿上手
や太い位、兩極下してはさみ細す。

② 陰曆八月とて、おもて付時期がよくないのが疑ひなる。

三ヶ月の御殿の普請又は延元年(中)七月八日上棟、十一月二十二日竣工となつてゐる(前引ニヤシ)。どん室所に用いたものか。こゝ仰せ付けおけは代銀仕拂とまつていふ。三十二本といえど車力(当時使つ左ひどうか)に軽く一台分、赤木から数里の道をどうして運んできた人で甚だう。古城普請には加勢の人夫も出していゝが、こへような資材の供出や勞役の提供は、当然のことのように行おれでいたようである。

二月十四日といふは陽曆三月、もう大根のシノズシではない。赤木といふ村にはまつ黒い火山灰土の烟地が多い。或は領内他村にまつ焼生の独特的の大根でも出来ていたのではないか。

それからこゝ十八本の大根は、無償で召し上げたものであらうが。そして又こゝ大根をほろほろ届けてまいつた百姓は、日当運賃に相当するも入はどりしていたが、

(資料二十八)

この外赤本大庄屋文書には右に記し、牋、幕、縄、吟
方丈、灰石、かわうそゝ皮の供出まで實書が於こ
されてゐるが、此後へ缺出で開する所へ以てある。

大根拾八本

道

古昔御賄所御用二付全割賦一候聞明後十六日早天三
府御役所入可差越候 以上

西司
兵右衛門
士

前書之通相達無之者也

高が大根十八本である。この物々しきはどうか。他人へ

萬ヶ大根十八本である。この物々しきはどうか。他へ文書に見ない即陰約懲奉行の名まである。明十六日といひ之の中一日、そして早天に三宿後所に届けよといふ。遠く數里的赤木から僅か十八本の大根の束をへ高瀬に改良された左今日の大根とちがひ恐らく細いものであつたろう。脊員かに入れて分かれに力せてか、或いは馬車にちよこんとくくりつけでか、夜明け前下お城下にと暗り道を急いだことであらう。

卷之三十一

御代官所令大庄屋江御用育之候間此狀參看次第可嚴
出様被共御方仰付候得不然小庄屋猪左衛門差出候
延鹿皮小之候間早々相繼候様被仰付候尤
大庄屋可罷出條延不快以而□罷出不申候且代對候
主先達令流行麻疹相煩未ノ快免無之候ニ付□罷出不

卷之三

二〇項終り